

# 平成29年定例会

## 戦略企画雇用経済常任委員会 提出資料

### ◎ 所管事項

- 1 平成29年度三重県職員採用候補者A試験について（人事委員会事務局） …… 1頁
- 2 「平成29年版成果レポート（案）」について（出納局） …… 2頁
- 3 三重県物件関係落札資格停止要綱の改正について（出納局） …… 6頁

平成29年6月20日

人事委員会事務局

出 納 局

1 平成29年度三重県職員採用候補者A試験について

人事委員会事務局

I 実施日程等

〈第1次試験〉

実施日 平成29年6月25日(日)  
 実施会場 県立津高等学校(津市)  
 第1次試験合格者発表日 平成29年7月12日(水)(予定)

II 申込状況(6月2日締切)

試験区分		H29年度		H28年度		採用予定数 に対する 倍率※	
		採用 予定数 A	申込 者数 B	採用 予定数 C	申込 者数 D	H29	H28
一般行政 分野	行政Ⅰ	31	397	24	421	12.8	17.5
	行政Ⅱ	6	119	6	187	19.8	31.2
	行政Ⅲ	2	11	—	—	5.5	—
福祉分野	福祉技術	3	26	4	31	8.7	7.8
環境分野	環境化学	5	22	6	36	4.4	6.0
自然分野	農学	12	44	8	40	3.7	5.0
	林学	4	14	5	22	3.5	4.4
	水産	2	19	2	13	9.5	6.5
工学分野	総合土木	8	37	11	36	4.6	3.3
	建築	1	6	1	13	6.0	13.0
	警察建築	1	1	—	—	1.0	—
	電気	—	—	1	12	—	12.0
	機械	—	—	1	12	—	12.0
健康衛生 分野	薬剤師	4	7	4	10	1.8	2.5
	保健師	6	21	7	23	3.5	3.3
	管理栄養士	—	—	1	20	—	20.0
合計		85	724	81	876	8.5	10.8
うち行政		39	527	30	608	13.5	20.3

※採用予定数に対する倍率 (H29 : B/A, H28 : D/C)

【主担当部局：出納局】

めざす姿

会計事務の担当職員一人ひとりが法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、県歳入金の収納方法が多様化し県民の皆さんの利便性が向上しています。また、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。

平成 31 年度末での到達目標

会計事務担当職員が高い能力とコンプライアンス意識を持って適正で円滑な会計事務を行えるよう、会計支援が行われています。また、資金が適正に管理されるとともに、運用益が増加しています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標達成とともに、活動指標もほぼ目標を達成できたことから、適正な会計事務の確保が「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1か所あたり)	/	1.33 件 以下	1.00	1.22 件 以下	/	1.00 件 以下
	1.44 件	1.29 件		/	/	

目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方

目標項目の説明	監査委員が毎年度実施する定期監査結果の財務事務の執行に関し是正・改善を求める意見の総計（人件費に関する事務等への意見を除いた収入、支出誤り等に関する意見数）を監査実施箇所数で除した数値。なお、監査の結果において不適正・不正事案の指摘があった場合は、全庁への指摘とみなし、上記数値にその件数を加算する。
29 年度目標値の考え方	平成 31 年度目標値の達成に向けた均等かつ段階的な目標数値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
40401 会計事務の支援	出納局が行う会計支援の有益度	/	91.4%	0.99	92.6%	/	95.0%
		90.2%	91.1%		/	/	
40402 資金の適正な管理運用	債券による基金運用益の増加率	/	125	0.99	150	/	200
		100	124		/	/	

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	223	235	403		
概算人件費		438			
(配置人員)		(48)			

#### 平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①各所属の会計事務担当職員が適正な会計事務を行えるよう、会計相談への対応(相談件数 8,674 件)、事前検査・事後検査の実施(指導件数 173 件)、職場訪問(OJT研修、フォローアップ)、各種研修の実施(参加者延べ 1,752 人)など日常的にサポートしました。また、各部署の業務改善やチェック機能の向上を支援するため、会計事務に関する問答集の充実を図るとともに、電子調達システムの作業チェックリストや会計事務の理解度セルフチェックツールなどを作成しました。会計事務担当職員に対するアンケート結果の分析を通して、職員のさらなる能力の向上と、より所属のニーズに合った支援につなげていく必要があります。
- ②物品の取得、管理、利活用、処分の取組を適切に進めるため、インターネットオークションを利用した不用物品の売却(1 件)と不用パソコン等(1,847 台)を集約しての売却を行い、12 万円の収入を得るとともに、物品購入利活用書の作成・活用、操作マニュアル等に関する情報の共有化などを行いました。また、購入した高額物品については、物品購入利活用書に基づいた利用がなされているか、出納局検査を通じて確認を行いました。引き続き、同方針に基づき取組を進めていく必要があります。
- ③収支計画を的確に策定するとともに、資金の安定的な調達を図りました。また、元本の安全性確保と流動性確保の原則のもと、債券による長期運用を継続し、歳計現金で(0.014%)、基金で(0.223%)の運用利回りを確保しました。厳しい財政状況が見込まれる中、運用益確保のため、より効率的な運用方法について検討していく必要があります。
- ④各市町が発行する納付書のペイジー標準帳票化について、県内市町の状況を情報共有し、同様式への変更について市町に要請を行った結果、新たに 2 市町において標準帳票の導入が開始されました。今後も、市町に働きかけていくことが必要です。
- ⑤財務会計システムについて、安定稼働と円滑な運用を行いました。また、次期システムについて、庁内ワーキンググループを設置し、必要な機能の検討を進め、職員の意見を反映した仕様書を策定しました。今後は、調達をはじめ次期システムの構築を計画的に進める必要があります。

#### 【第二次行動計画の関連する施策】

行政運営 4：適正な会計事務の確保

- ①各所属の会計事務担当職員が適正な会計事務を行い、事務処理ミスが縮減するよう、会計事務に関する相談や研修、検査による事務処理のチェックを実施するとともに、職場訪問によるOJT研修やフォローアップを重点化するなど職員や所属のニーズに合わせた支援を行うことにより、会計事務担当職員の能力向上に取り組めます。また、コンプライアンスの日常化に向けた研修において、金品亡失防止にかかる具体的な事例を取り入れて実施することにより、職員の意識向上を図ります。さらに、自己研修に関する取組として、eラーニングの充実や自己学習のツールを配信するなどし、自ら学ぶことができる環境を拡充します。
- ②「みえ物品利活用方針」に基づき、物品の取得、管理、利活用、処分の取組を適切に進めていきます。また、出納局においては、引き続き、インターネットオークションを利用した不用物品の売却及び不用パソコン等を集約しての売却等に取り組めます。
- ③資金需要を的確に把握し、必要な資金を安定的に調達します。また、「三重県資金運用方針」に基づき、元本の安全性と流動性を確保しながら、債券による長期の運用を継続するとともに、運用希望額を満たす債券の購入が困難な状況の中、新たな購入方法の導入を図ります。
- ④各市町が発行する納付書のペイジー標準帳票化について、同様式への変更を推進するよう、導入の利点や他団体の状況を示すなど、引き続き市町に要請を行っていきます。また、住民の利便性向上のための取組について情報共有を行っていきます。
- ⑤財務会計システムの安定稼働と円滑な運用を行うとともに、次期システムについては、必要な機能を網羅したシステムの着実な構築に向けて取り組んでいきます。

\* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。



# 「三重県物件関係落札資格停止要綱」の改正について

出 納 局

現行の「三重県物件関係落札資格停止要綱」では、落札資格停止事由の程度にかかわらず、落札資格停止期間を一律に設定しているものがあります。

そこで、公平・公正の観点からその事由の程度に応じ、適切な期間設定ができるよう、県土整備部が所管する「建設工事等資格（指名）停止措置要領」の改正にあわせ、本要綱を改正します。

## 1 理由

物件関係の落札資格停止措置においては、契約解除や独占禁止法違反等を原因として落札資格停止措置を行っています。

落札資格停止の期間の設定について、現行の要綱では落札資格停止事由の程度にかかわらず、一律に落札資格停止期間を設定しているものがあります。しかしながら、落札資格停止事由には、本県との関わり、悪質さの程度や情状、結果の重大性など様々な差異があり、その事由の程度に応じて適切に落札資格停止の期間を設定することが、公平・公正な入札・契約制度に寄与するものと考えています。

また、中央省庁13機関、及び特殊法人等18機関で構成される「中央公共工事契約制度運用連絡協議会（公契連）」が作成した指名停止モデル（以下、「公契連モデル」といいます。）においても、指名停止事由の程度に応じて、適切な指名停止期間が決定できるよう幅をもった期間が示されています。

これらのことから、公契連モデルに準拠した、幅をもった落札資格停止の措置期間を設定するなど、県土整備部が所管する「建設工事等資格（指名）停止措置要領」の改正にあわせて、本要綱の改正を行うこととしました。

## 2 主な内容

- (1) 措置事由に応じて幅をもった措置期間を設定します。
- (2) 本県との契約又は他機関との契約等、措置事由を細分化して措置期間を設定します。

## 3 適用時期

平成29年7月1日

○三重県物件関係落札資格停止要綱 措置期間について

措置要件		現行	改正後	(参考)公契連モデル	
三重県発注契約に係る虚偽記載		6カ月	1カ月～6カ月	1カ月～6カ月	
三重県発注契約に係る過失による粗雑な製造等		1カ月～12カ月	1カ月～12カ月	1カ月～6ヶ月	
三重県発注契約に係る契約違反		2週間～6カ月	1カ月～6カ月	2週間～4か月	
公衆損害事故	三重県発注の受注事業者の関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えた場合で、安全管理が不適切なもの	1カ月～6カ月	1カ月～6カ月	1カ月～6カ月	
契約関係者事故	三重県発注の受注事業者の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合で、安全管理が不適切なもの	1カ月～4カ月	1カ月～4カ月	2週間～4カ月	
贈賄	三重県発注契約で三重県職員に対して行った贈賄	24カ月			
	代表役員等		4カ月～24カ月	4カ月～12カ月	
	一般役員等			3カ月～9カ月	
	使用人			2カ月～6カ月	
	上記以外で三重県職員に対して行った贈賄				
	代表役員等		4カ月～24カ月	4カ月～12カ月	
	一般役員等			2カ月～6カ月	
	使用人			1カ月～3カ月	
	県内の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄				
	代表役員等		3カ月～18カ月	3カ月～9カ月	
	一般役員等			2カ月～6カ月	
	使用人			1カ月～3カ月	
県外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄					
代表役員等	3カ月～12カ月	3カ月～9カ月			
一般役員等		1カ月～3カ月			
使用人		—			
独占禁止法違反	三重県発注契約において、業務に関し独占禁止法違反	12カ月	3カ月～12カ月	3カ月～12カ月	
	県内において、業務に関し独占禁止法違反		1カ月～9カ月	2カ月～9カ月	
	県外において、業務に関し独占禁止法違反			1カ月～9カ月	
	重大な独占禁止法違反行為(三重県発注契約のうち、WTO案件の場合)		6カ月～36カ月	6カ月～36カ月	
競売入札妨害又は談合	三重県発注契約において競売入札妨害又は談合	12カ月	4カ月～12カ月	4カ月～12カ月	
	県内において競売入札妨害又は談合		2カ月～12カ月	2カ月～12カ月	
	県外において競売入札妨害又は談合		1カ月～12カ月	1カ月～12カ月	
	重大な競売入札妨害又は談合(三重県発注契約のうち、WTO案件の場合)		6カ月～36カ月	6カ月～36カ月	
不正又は不誠実な行為	業務に関し、不正又は不誠実	1カ月～12カ月	1カ月～12カ月	1カ月～9カ月	
	代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪	1カ月～12カ月	1カ月～12カ月	1カ月～9カ月	
暴力的不法行為等	(1)事業者の役員等が暴力団関係者	24カ月	24カ月	—	
	(2)利用(不正の利益を図り又は第三者に損害を与える目的)	12カ月	12カ月	—	
	(3)資金供給、便宜供与	9カ月	9カ月	—	
	(4)密接な関係	6カ月	6カ月	—	
	(5)社会的に避難される関係	3カ月	3カ月	—	
	(6)利用	6カ月	6カ月	—	
	(7)暴力行為	1カ月～12カ月	1カ月～12カ月	—	
	(8)三重県発注契約に係る下請け又は受託契約締結	3カ月～6カ月	3カ月～6カ月	—	
	(9)三重県発注契約に係る資材等購入、施設利用	3カ月～6カ月	3カ月～6カ月	—	
	(10)三重県発注契約に係る不当介入を通報しない	1カ月	1カ月	—	